

看護教育の内容と方法に関する検討会報告書

平成 23 年 2 月 28 日
厚生労働省

<目次>

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I. 看護師教育の内容と方法について・・・・・・・・	2
1. 看護師教育の現状と課題・・・・・・・・	2
2. 看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標・・・・・・・・	3
1) 看護師に求められる実践能力・・・・・・・・	3
2) 卒業時の到達目標・・・・・・・・	4
3. 看護師教育における教育内容と方法・・・・・・・・	5
1) 看護師の免許取得前に学ぶべき教育内容・・・・・・・・	5
2) 看護師に求められる実践能力を育成するための教育方法・・・・・・・・	6
(1) 講義・演習・実習の効果的な組み合わせ・・・・・・・・	6
(2) 講義・演習における効果的な指導の方法・・・・・・・・	7
(3) 効果的な臨地実習の方法・・・・・・・・	7
3) 学生の実践能力向上のための教育体制・・・・・・・・	8
(1) 教員及び実習指導者の指導能力の向上・・・・・・・・	8
(2) 教員と実習指導者の役割分担と連携・・・・・・・・	9
4. 修業年限にとらわれない看護師教育で学ぶべき内容・・・・・・・・	9
1) 修業年限に関連した看護師教育の現状・・・・・・・・	9
2) 修業年限にとらわれない場合の教育内容・・・・・・・・	9
II. 今後の保健師・助産師・看護師教育の内容と方法について・・・・・・・・	10
1. 看護職員としての「能力」を育成する教育への転換・・・・・・・・	10
2. 免許取得前に学ぶべき教育内容の考え方・・・・・・・・	11
3. 看護基礎教育における効果的な教育方法・・・・・・・・	12
1) 講義・演習・実習の組み立て方・・・・・・・・	12
2) 教育効果を上げる臨地実習の指導体制・・・・・・・・	13
3) 教育方法等の評価・・・・・・・・	13
4. 今後の課題・・・・・・・・	13

はじめに

近年、国民の医療への意識が高まり、看護職員に対する期待も大きくなっている。また、保健医療福祉サービスの内容、方法、場の多様化が進んでおり、看護職員には他職種との連携や役割の拡大などが期待されている。こうした保健医療福祉の変化や国民の期待に応えることのできる看護専門職としての基礎的能力を有する看護職員を育成することが看護教育の喫緊の課題となっている。

看護教育については、厚生労働省においてこれまでも多くの検討会が行われ、提言が重ねられてきた。その中で、今後の我が国の看護基礎教育の抜本的な検討の方向性として、我が国の社会と保健医療福祉制度の長期的変革の方向性を視野に入れた教育の方法や内容、期間について検討が必要であるとされたところである¹⁾。

看護職員には、知的・倫理的側面や、専門職として望まれる高度医療への対応、生活を重視する視点、予防を重視する視点及び看護の発展に必要な資質・能力が求められる。そのため、看護基礎教育については、チーム医療の推進や他職種との役割分担・連携の進展が想定される中、看護に必要な知識や技術を習得することに加えて、いかなる状況に対しても、知識、思考、行動というステップを踏み最善の看護を提供できる人として成長していく基盤となるような教育の提供が不可欠であるとの見解が示されている²⁾。

さらに、免許取得前の基礎教育段階で学ぶべきことは何かという点を整理しながら、現在の修業年限を必ずしも前提とせずに、すべての看護師養成機関において教育内容、教育方法などの見直し・充実を図るべきであるとの意見も取りまとめられている³⁾。

本検討会は、このような看護基礎教育の充実・改善の方向性を示唆する提言等を踏まえ、看護基礎教育で学ぶべき教育内容と方法に焦点をあてた具体的な検討を行うために平成 21 年 4 月 28 日に設置され、①免許取得前に学ぶべき事項の整理と具体的な教育内容の見直し、②看護師養成機関内における教育方法の開発・活用、③効果的な臨地実習のあり方、④保健師及び助産師教育のあり方について、平成 23 年 2 月 7 日まで 9 回にわたる検討を行った。

1) 「看護師基礎教育の充実に関する検討会報告書」(平成 19 年 4 月 20 日)。

2) 「看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理」(平成 20 年 7 月 31 日)。

3) 「看護の質の向上と確保に関する検討会中間取りまとめ」(平成 21 年 3 月 17 日)。

なお、本検討会において教育内容、教育方法の詳細な検討を行うために、保健師・助産師・看護師教育それぞれのワーキンググループを設置した。

一方、平成21年7月15日に「保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成22年4月1日より保健師及び助産師の修業年限が6月以上から1年以上となったことから、保健師・助産師教育ワーキンググループにおいては、法改正の趣旨を踏まえ、保健師及び助産師教育のさらなる充実に向けた検討を行った。その検討結果を踏まえ、本検討会において平成22年11月10日に「看護教育の内容と方法に関する検討会第一次報告」を取りまとめた。また、看護師教育については、看護師教育ワーキンググループの検討結果を踏まえ、本検討会において取りまとめを行ったところである。

本報告においては、最初に看護師教育の教育内容と方法について検討結果を報告し、続いて保健師・助産師・看護師教育に共通する今後の課題等についての提言をまとめ、本検討会の最終的な報告とするものである。

I. 看護師教育の内容と方法について

1. 看護師教育の現状と課題

具体的な検討に先立ち、看護師教育の現状と課題を整理した。

- 若い世代においては生活体験が乏しくなっている。そのため、看護師養成機関で学ぶ学生も全体的に生活体験が乏しく、教育を行う上では教員の丁寧な関わりが必要となっている。一方で、丁寧な関わりが学生の主体性や自立性を育ちにくくしている側面もあり、教員は葛藤を感じている。
- また看護師養成所（以下、「養成所」という。）では、社会人経験のある学生も増えてきており、学習状況や生活体験など様々な面で学生間の差が広がっている。そのため、個々の学生のレディネスに合わせた教育を行うことが難しくなっている。
- 看護師教育においては、限られた時間の中で学ぶべき知識が多くなり、カリキュラムが過密になっている。そのため学生は主体的に思考して学ぶ余裕がなく、知識の習得はできたとしても、知識を活用する方法を習得できないことがある。
- 臨地実習では、在院日数の短縮化により学生が実習期間を通して一人

の患者を受け持つことが難しくなっている。また、患者層の変化や患者の権利擁護のためなどにより、従来の対象別・場所別の枠組で実習を効果的に行うことが困難になってきており、目的に合った学習体験の機会が確保できにくくなっている。

- 学生は新しい実習場に適応するのに、一定の時間がかかる。そのため、短期間で実習場が変わる現在の実習方法では、学生が各々の実習場で十分に学習することが困難になっている。
- 臨地実習では、実際に対象者の看護を行うことよりも看護過程の展開における思考のプロセスに重きを置いて指導することが多く、技術等を実践する機会が減少している場合も見受けられる。
- 養成所における教育では、実践の場で学習を行う場合のみ臨地実習とみなすことになっている。そのため、その日の臨地実習が終了した後に、必要な文献を図書館で調べたり、実習記録をまとめたりしている状況であり、課題をこなすことに手一杯で、自分で考えて行動するという学習ができなくなっている場合もある。また、臨地実習のオリエンテーション、体験の振り返り等を臨地実習以外の時間で実施しているため、ますますカリキュラムが過密になり、学生、教員共に余裕が無くなっている。このように、看護師教育については多くの課題がある。

2. 看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標

本検討会の課題の一つである看護師の免許取得前に学ぶべき内容を導き出すために、始めに看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標を検討した（表1）。検討に当たっては、前述の看護師教育の現状と課題、本検討会において表明された意見、国際看護師協会の看護師の能力の枠組⁴⁾、⁵⁾や、「看護学教育の在り方に関する検討会報告書」（文部科学省）で示された「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」の枠組⁶⁾を参考にした。

1) 看護師に求められる実践能力

看護師に求められる実践能力として次の5つの能力を設定した。

4) 国際看護師協会（2003）／日本看護協会（訳）（2006）；ジェネラリスト・ナースの国際能力規準フレームワーク，インターナショナルナースングレビュー29（3），pp.109-119.

5) International Council of Nurses (2008)；Nursing Care Continuum framework and Competencies.

6) 「看護学教育の在り方に関する検討会報告」（文部科学省，平成16年6月26日）で示された「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」の枠組。

- I ヒューマンケアの基本的な能力
- II 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力
- III 健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力
- IV ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力
- V 専門職者として研鑽し続ける基本能力

2) 卒業時の到達目標

到達目標は、看護師に求められる実践能力に合わせて5つの群に分けて作成した。なお、平成20年2月に示された「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」⁷⁾は、II群Gの22「看護援助技術を対象者の状態に合わせて適切に実施する」の具体的な内容を示したものと位置づける。

(1) I群 ヒューマンケアの基本的な能力

構成要素を「対象の理解」、「実施する看護についての説明責任」、「倫理的な看護実践」、「援助的関係の形成」とし、看護師が人間を対象としてケアを実施するために必要な能力について到達目標を作成した。

(2) II群 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力

構成要素を「アセスメント」、「計画」、「実施」、「評価」とし、看護を計画的に実施する能力としての到達目標を作成した。

(3) III群 健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力

構成要素を「健康の保持・増進、疾病の予防」、「急激な健康状態の変化にある対象の看護」、「慢性的な変化にある対象の看護」、「終末期にある対象への看護」とし、健康状態に合わせた到達目標を作成した。

(4) IV群 ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力

構成要素を「看護専門職の役割」、「看護チームにおける委譲と責務」、「安全なケア環境の確保」、「保健・医療・福祉チームにおける多職種との協働」、「保健・医療・福祉システムにおける看護の役割」とし、ケアを提供する環境と協働について到達目標を作成した。

(5) V群 専門職者として研鑽し続ける基本能力

構成要素を「継続的な学習」、「看護の質の改善に向けた活動」とし、卒業後も専門職として働き続けるに当たっての基本的能力について到達目標を作成した。

7)「助産師、看護師教育の技術項目の卒業時の到達度について」における別添「看護師教育の技術項目と卒業時の到達度」厚生労働省医政局課長通知(平成20年2月8日付け医政看発第0208001号)。

3. 看護師教育における教育内容と方法

作成した「看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」に示されるような実践能力を身につけるため、免許取得前に学ぶべき教育内容と方法について検討した。

1) 看護師の免許取得前に学ぶべき教育内容

- 免許取得前に学ぶべき教育内容を検討し、「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」⁸⁾（以下、「指導要領」という。）における別表3の「教育の基本的考え方」と「留意点」の改正案を作成した（表2）。検討に当たっては、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」⁹⁾（以下、「指定規則」という。）の別表3に示されている教育内容及び単位数による教育を前提とした。
 - 表2における「教育の基本的考え方」の1)～6)を、「看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」に示された内容に対応させた。1)及び2)はⅠ群に、3)はⅡ群に、4)はⅢ群に、5)はⅣ群に、6)はⅤ群に対応させた。
 - 専門分野Ⅱの「留意点」については、「看護の対象及び目的の理解」は看護師教育の大前提として十分に普及していると考え削除した。次に、指定規則における別表3の備考3に基づいて教育内容を横断的に組み合わせた科目を設定した場合にも対応できるように、「講義、演習、実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする」、「健康の保持増進、疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする」を加えた。
- また、卒業時の到達目標において看護の対象者を健康状態で表した一方で、対象者の成長発達段階の理解についてはこれまでと同様に教育内容に含まれることを示すために、「成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び様々な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする」を加えた。成人看護学、老年看護学、精神看護学に記載されていた留意点については、普及が図られたものとして削除した。
- 近年、地域における医療提供については、在宅だけでなく老人保健施設、特別養護老人ホーム、グループホームなど様々な場に広がり、こ

8)「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」（平成13年1月5日付け健政発第5号。最終改正平成22年4月5日）。

9)「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」（昭和26年8月10日付け文部省・厚生省令一号。最終改正平成23年1月6日）。

これらの場所で最期を迎えたりするなど、医療サービスや医療提供の場が変化している。こうした変化に対応できるようにするため、統合分野の在宅看護論については、多様な場での療養生活に対応した教育内容を展開できるように、留意点で「在宅」と示していた箇所を「地域」に変更した。

2) 看護師に求められる実践能力を育成するための教育方法

(1) 講義・演習・実習の効果的な組み合わせ

- 専門基礎分野と専門分野の教育内容を関連づけるような教育方法を用いることで、専門基礎分野の学習効果が高まることが考えられる。例えば、専門分野の教員が専門基礎分野の「人体の構造と機能」や「疾病の成り立ちと回復の促進」等について看護へのつながりを示すことで、学生がこれらの教育内容は看護を行うために必要な知識であると理解することができたとの意見があった。このような教育を行うために、専門基礎分野と専門分野の教員が一つの科目を分担して教授するなど、分野を超えた教育体制をとることも必要である。
- 外国の看護教育では、知識と実践を統合するために一つの授業科目において講義と実習を交互に行い、知識と実践を効率的に統合させていくような教育方法を取り入れているとの意見もあった。このような教育方法を手がかりにし、我が国でも看護教育における新しい教育方法を開発していくことも必要である。
- 学内でシミュレーション等を行うなど臨地実習に向けて準備をしておくことにより、効果的に技術を習得することが可能となる。特に侵襲性の高い技術は、対象者の安全確保のためにも臨地実習の前にモデル人形等を用いてシミュレーションを行う演習が効果的である。
- 臨地実習で経験できない内容（技術など）は、シミュレーション等により学内での演習で補完する等の工夫が求められる。
- 指定規則の別表3で規定されている教育内容における看護の領域ごとの講義・実習だけでなく、領域を横断して授業科目を設定したり、指定規則の教育内容毎の単位数にとらわれず単位を設定することにより、教育効果をあげることも可能である。特に臨地実習においては、実習施設や対象者の特性に合わせて領域を横断して教育内容を組み合わせることで実習を行うことにより、教育内容が変わる度に実習施設が変わることや実習施設の確保等の課題が解消され、実習期間を有効に活用することが可能となる。

- 指定規則における別表３の専門基礎分野や専門分野及び看護領域間で重複するような教育内容は、卒業時の到達目標が達成されるように、学校養成所が定期的に見直すことで、効果的・効率的に教育を行うことができる。

（２）講義・演習における効果的な指導の方法

- 看護師教育の早い時期に行われることが多い専門基礎分野の教育においては、学生の興味関心が高まるように看護と関連づけた事例を用いるなど教育方法を工夫し、専門基礎分野の教育内容が看護の役に立つ内容であることを意識できるよう教授することが望ましい。
- 学生が自己の看護実践についての分析力、統合力を身につけるためには、技術の習得に焦点をあてた演習や臨地実習において学生が実際に体験する機会を多くし、体験の後には必ず振り返りを行うことが効果的である。
- 認定看護師や専門看護師など、学生の目標に繋がるような看護師と学生が関われるよう、講義や演習を設定することにより、学習の動機づけとなることが考えられる。
- 演習において実習施設から招いた専門家の指導を受けることにより、臨床で用いている新しい技術を学ぶことができる。また、臨地実習の際に既知の指導者がいることで学生が実習に取り組みやすくなる効果が考えられる。
- シミュレーターを活用する学習は、技術の獲得においては効果的であるが、コミュニケーション能力を伸ばすには限界がある。模擬患者を利用するなど、コミュニケーション能力を補完する教育方法を組み合わせる必要がある。
- 学生の実践能力の向上を図る教育を行うためには、高額なシミュレーター等の機器は複数の養成機関や病院間で共有し、機器を保有できない養成機関においてもシミュレーターを用いた演習ができるように、地域で効果的に活用する仕組みを作ることも必要である。

（３）効果的な臨地実習の方法

- 臨地実習では、卒業時の到達目標を達成できるようにするため、実習場でしか体験できないことは確実に体験できるよう積極的に調整し、その後の振り返りを充実させることが重要である。
- 学生の自律的な学習を促進するためには、日々の学生の体験及び実践能力の習得状況を確認し、その学生の状況に合わせた関わり方をする必要がある。

- 実践能力を育成するためには、実践と思考を連動させながら学ぶことができるようにする必要がある。そのためには、実習の事前準備や実習中あるいは実習後に振り返りを行うことが必要である。また、提供する看護のエビデンスを確認するための文献検索や、患者に合わせた技術を提供するための演習なども実習の効果を上げるためには必要である。
- このように臨地実習を充実させるためには、看護実践の場以外で行う学習も臨地実習に含めることが望ましい。ただし、実践の場以外で行う学習は、実践の場における学習時間を十分に確保した上で、その目的を明確にし、計画的に行う必要がある。
- 看護の領域別に実習場が変わることによる弊害を解決するためには、一つの実習場で時間をかけて卒業時の到達目標に達するように実習を編成することも効果的である。
- 従来の看護の領域別に行う臨地実習ではなく、対象者の健康状態や特性、病棟又は施設などの看護実践の場を弾力的に組み合わせて実習を行う場合は、学生がどのような対象者に関わり、どのような学びをしたかを、教師と学生双方が共通に認識できるようにする必要がある。そのためには、体験した内容や獲得した能力を記載したもの（ポートフォリオなど）を活用することが効果的である。このような学習の記録により、教育内容が網羅された効果的な臨地実習を行うことが可能となる。
- 看護師養成機関及び実習施設が協力し、実習施設において学生が活用できる図書や IT 環境を整えるなど、学習環境を充実させる必要がある。

3) 学生の実践能力向上のための教育体制

(1) 教員及び実習指導者の指導能力の向上

- 教育の質を高めるためには、教員が自己の教育方法を常に見直すとともに、看護師養成機関としても、教育方法の見直しについて組織的かつ定期的に取り組めるような仕組みを設けることが必要である。
- 学生が看護の考え方を深め、実践能力を向上させていくことができるように振り返りの指導を行うためには、教員や実習指導者は看護実践の場の出来事や学生の体験等を教材化する能力を向上させることが必要である。

- 実習指導教員¹⁰⁾については、配置が望ましいとされているものの、特に要件が規定されていない。実習指導教員は臨地実習において専任の教員と同程度の指導ができることが期待されることから、実習指導に関する何らかの研修等を受け、質を高める必要がある。

(2) 教員と実習指導者の役割分担と連携

- 臨地実習の学習効果を高めるためには、教員と実習指導者の合同会議を開催するなど、両者が学生の学習状況等について情報共有等を行うことが必要である。
- 教員と実習指導者がそれぞれの役割を果たすためには、両者が協働して実習指導を行うことが望ましい。その際は、学生の進捗状況を共有し、指導を適切に分担していくことが必要である。特に、臨地実習で体験したことの振り返りにおいて、教員又は実習指導者のいずれかが直接指導できるよう指導体制を整えることが必要である。そのため、教員と実習指導者ともに現行の規定以上の人数を確保することが望まれる。

4. 修業年限にとらわれない看護師教育で学ぶべき内容

現行の看護師教育の修業年限は3年以上であるが、これにとらわれずに教育することとした場合に、学ぶべき内容は何かについて検討した。

1) 修業年限に関連した看護師教育の現状

- 平成20年の指定規則の改正において修業年限が変わらないまま単位数が増加したことから、3年間で教育を行うには過密なカリキュラムとなっており、教育目標を達成するのが困難な状況になっている。
- 近年、養成所では社会人経験のある学生が増えており、学生層が二極化してきている。基礎学力が十分とは言えない学生に合わせて教育を行うと、社会人経験のある学生にとっては物足りない内容となる。両者のギャップが大きい中、現行の教育体制・方法では、両者に対し同じ教育期間・教育内容で卒業時の到達目標を達成できるように教育を行うことは困難な状況である。

2) 修業年限にとらわれない場合の教育内容

- 現在の学生の状況から考えると、看護師教育の初期に基礎的な学力を高め、看護師教育の内容を十分に理解できるようにすることが必要で

10) 前掲 8) の指導要領の第 4-4 で「実習施設で学生の指導に当たる看護職員を実習指導教員として確保することが望ましいこと」と規定している。

ある。

- そのため、現行の指定規則における看護師教育の教育内容と単位数を国家試験受験資格の要件としつつも、教育内容を拡充して看護師教育を行うことも考えられる。
- 修業年限にとらわれない場合の教育内容の充実の方向性はいくつか考えられる。
 - ①いわゆる初年次教育としての読解能力や数的処理能力、論理的能力をより高めるための教育内容や、人間のとらえ方やものの見方を涵養するための教養教育の充実
 - ②免許取得前に学ぶべき教育内容に加え、今後の看護師の役割拡大を視野に入れた専門基礎分野の教育内容の充実
 - ③養成所が設置されている地域の特性を踏まえた教育内容の充実
- 個々の養成所が自らの教育理念や学生の状況に応じて①から③を複数選択し、組み合わせて教育を充実させることも考えられる。

Ⅱ. 今後の保健師・助産師・看護師教育の内容と方法について

1. 看護職員としての「能力」を育成する教育への転換

- 本検討会の成果の一つは、保健師・助産師・看護師に求められる実践能力を明らかにし、卒業時の到達目標を作成したことである。
- 能力を育成する教育については、平成 20 年 7 月の「看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理」¹¹⁾において、看護職員に求められる資質・能力が示され、「能力」を身につける教育が看護基礎教育の充実の方向性であると提言されている。
- 本検討会では、検討課題の一つである免許取得前に学ぶべき事項について、最初に保健師・助産師・看護師に求められる実践能力について検討し、これを踏まえて、「卒業時の到達目標」を設定した。
- 保健師・助産師教育においては、「助産師教育の技術項目と卒業時の到達度」¹²⁾及び「保健師教育の技術項目と卒業時の到達度」¹³⁾に基づいて検討した。これらの技術項目は対象者等の状況を見極め、具体的な介入方法を選択し実際に支援等を行うという思考・判断・行為のプロセスを含む保健師、助産師の実践能力を表していると考えられた

11)「看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理」(平成 20 年 7 月 31 日)。

12)「助産師、看護師教育の技術項目の卒業時の到達度」について(平成 20 年 2 月 8 日付け医政看発第 0208801 号)の別添「助産師教育の技術項目と卒業時の到達度」。

13)「保健師教育の技術項目の卒業時の到達度」について(平成 20 年 9 月 19 日付け医政看発第 0910001 号)の別添「保健師教育の技術項目と卒業時の到達度」。

からである。

- 看護師教育については看護師に求められる実践能力全体について検討を行い、卒業時の到達目標を設定した。
- 保健師・助産師・看護師教育における卒業時の到達目標を達成するための教育内容が、各々の免許取得前に学ぶべき内容となる。今後、保健師・助産師・看護師教育を行う養成所においては、広い視野でこれからの看護の方向性を考え、学生が深く看護を考えることができるように、卒業時の到達目標を達成するための教育内容と教育方法について入念に検討し、具体的な教育内容を設定することが求められる。
- また、学生が状況に応じて多くの知識を組み合わせ活用し、役割を果たす能力を獲得できるような教育方法の開発も求められる。
- 保健師・助産師・看護師に求められる実践能力は、卒業した後も実務経験を通して発達していくものである。看護基礎教育においては、自己の実践能力を評価し継続的に学習していく能力を教育が必要である。

2. 免許取得前に学ぶべき教育内容の考え方

- 保健師・助産師・看護師教育のいずれにおいても、今後強化すべき教育内容は、次の①から⑥に示すとおりである。これらは、専門家として自覚的に役割を果たしていくためのヒューマンケアの基本的な能力の基礎となる内容である。
 - ①人間性のベースになる倫理性、人に寄り添う姿勢についての教育
 - ②状況を見極め、的確に判断する能力を育成する教育
 - ③コミュニケーション能力、対人関係能力の育成につながるような教育
 - ④健康の保持増進に関する教育
 - ⑤多職種間の連携、協働と社会資源の活用及び保健医療福祉に関する法律や制度に関する教育
 - ⑥主体的に学習する態度を養う教育
- 助産師や看護師には、対象者の生命の維持や、身体の苦痛を早期に和らげるための技術が必要であることから、上記の教育内容に加え、緊急時の対処能力の基礎となるフィジカルアセスメントについて強化する必要がある。また、疾病がどのように生活に影響するかを心身両面からアセスメントし、予測して対応する能力を培う教育も必要である。

- 保健師には健康危機の予防や対処のために、行政保健、産業保健、学校保健の各領域において、健康危機のアセスメントを行うことができる教育が求められる。

3. 看護基礎教育における効果的な教育方法

1) 講義・演習・実習の組み立て方

- 学生は、臨地実習において講義や演習で学んだ知識を統合して個別の対象者に合わせて看護を提供できるようになることが期待される。そのため、演習で判断する能力を身につけ、臨地実習において実際の看護実践のダイナミズムの中で体験して学んだ看護を基に、更に必要な知識を学ぶというような繰り返しの学習方法が必要である。
- このような学習方法を通して、保健師・助産師・看護師として活動する様々な場において、対象者の健康の状態や生活の状況に応じた看護が実践できる能力が育成される。
- 卒業時の到達目標は、ある状況に対処する、あるいは問題を解決することができる状態を表している。その達成には、領域横断的に知識を組み合わせる活用することが必要であるため、領域横断的な講義・演習・実習を行うことも必要である。特に演習は知識の教授だけではなく、思考を通して知識を統合し、それを表現する能力を培う教育方法であるため、講義や実習との関連を考え、効果的に演習を位置づけることが必要である。
- 現在、助産師・看護師教育の臨地実習においては、侵襲を伴う行為を体験することが難しくなっている。その一方で、現場では医療の高度化により、助産師や看護師に侵襲を伴う行為の実施が求められるようになってきている。こうした侵襲を伴う行為を習得するためには、シミュレーターの活用や状況を設定した演習を充実させることが求められる。
- 卒業時の到達目標を達成するための臨地実習のあり方として、看護の領域毎に看護過程を中心に行う臨地実習が効果的であるかどうか検討が必要である。卒業時の到達目標と臨地実習の目的の関連性や、学ぶべき内容を明確にし、その目的が達成できるように柔軟に実習の場を開発し、実践的な教育を行うことが望まれる。
- また、領域横断的な臨地実習を行う場合は、実習の目標と内容、評価の方法を明確にする必要がある。

2) 教育効果を上げる臨地実習の指導体制

- 臨地実習における指導体制については、学生が豊かに学ぶために改善すべき多くの課題がある。看護を必要とする人々の心身の状態とそれに対する看護の必要性の判断など、臨地で目の当たりにする事象に基づいて深い思考を伴いながら学べるようにするには、教員と実習指導者の連携が重要である。そのためには、講義と実習指導を両方担っている養成所の教員については増員に向けて検討すべきであり、臨地実習を担っている実習指導教員については必要な人数の確保と資質の向上が求められる。
- 現在は、講義を受けた後に実習を行うという演繹的な学習方法が多いが、実習における看護実践の経験から学習課題を明確にし、問題解決的に学習していく帰納的な方法も思考力や判断力を養うために必要な学習方法である。このような帰納的な方法で実習を指導する場合は、専任の教員、実習指導教員及び実習指導者には、個々の学生の体験を教材化する能力が一層求められることになる。

3) 教育方法等の評価

- 教育の質の向上のためには、教員一人一人が自己の教育実践を評価することが重要であるが、さらに組織的かつ定期的に全体的な教育の内容及び方法について評価を行うことが必要である。
- 学校評価については、平成 19 年に自己評価及び結果の公表が義務化されており¹⁴⁾、大学においては平成 11 年の義務化以降、自己点検・自己評価結果を公表している¹⁵⁾。養成所においてもこのような評価を一層推進することが必要である。

4. 今後の課題

- 近年、知識習得から能力獲得へと「学習」の概念が変化してきている。本検討会においても、保健師・助産師・看護師教育において培う能力を明らかにし、卒業時の到達目標として示した。これらの能力は、学生の実践において、知識・思考・行動の統合を通して発揮されるため、単に学生の知識の保有量で評価できるものではない。保健師・助産師・看護師教育を担う教員、実習指導者等を始めとする関係者には、

14)「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 19 年 10 月 30 日付け文部科学省令第 34 号)。

15)平成 11 年の大学設置基準の改正により義務化され、平成 14 年以降は学校教育法第 109 条において規定されている。

学生の能力を評価する方法を開発し研鑽することが求められる。

○今後は保健師・助産師・看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標を踏まえて、教育内容を構成することが望まれる。看護師等養成機関におけるカリキュラム作成に当たっては教員には柔軟な思考が求められる。

○平成 8 年の指定規則の改正において単位制が導入された。保健師・助産師・看護師養成所における単位の計算方法については、大学設置基準¹⁶⁾に準ずることとし、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とした。1 単位の授業時間数については、授業の方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義及び演習については 15～30 時間、実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間の範囲で定めることとしている。なお、臨地実習は 1 単位 45 時間の実習をもって構成することとしている。

現行の指導要領の別表 1、2 及び 3 には単位数と総時間数が併記されている。教員は、卒業時の到達目標の達成に向けて学生が取り組むべき課題などを考慮しつつ、責任を持って単位数と各単位当たりの時間数を設定することが望ましいことから、総時間数を併記することの是非については検討を続ける必要がある。

○臨地実習の充実のためには、現行の規定にある教員数では十分な指導を行うことが困難であるため、教員が責任を持って臨地で指導を行えるように、教員と実習指導者の役割を見直すとともに、その役割に見合った教員数、実習指導者数の確保・配置を検討する必要がある。

○学生の実践能力を高めるためにも臨地実習の指導体制の充実は重要である。現在、実習指導教員を置くことが望ましいとされているが、実習指導教員の資質の向上を図る機会を設けることも検討する必要がある。

○教育の質の向上のためには、自己点検・自己評価にとどまらず第三者評価の導入も進め、客観的に自校の教育を見直していくことが必要である。

本報告書及び「看護教育の内容と方法に関する検討会第一次報告」において、今後の看護教育を充実する方向性が示されたところであり、こ

16) 大学設置基準(昭和 31 年 10 月 22 日文部科学省令第 28 号。最終改正平成 21 年文部科学省令第 34 号)。

の報告により、看護教育の質の向上が図られることを期待したい。

看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標（案）

看護師の実践能力		卒業時の到達目標	
	構成要素		
Ⅰ群 ヒューマンケアの 基本的な能力	A 対象の理解	1	人体の構造と機能について理解する
		2	人の誕生から死までの生涯各期の成長、発達、加齢の特徴を理解する
		3	対象者を身体的、心理的、社会的、文化的側面から理解する
	B 実施する看護についての説明責任	4	実施する看護の根拠・目的・方法について相手に分かるように説明する
		5	自らの役割の範囲を認識し説明する
		6	自らの現在の能力を超えると判断する場合は、適切な人に助言を求める
	C 倫理的な看護実践	7	対象者のプライバシーや個人情報を保護する
		8	対象者の価値観、生活習慣、慣習、信条などを尊重する
		9	対象者の尊厳や人権を守り、擁護的立場で行動することの重要性を理解する
		10	対象者の選択権、自己決定を尊重する
	D 援助的関係の形成	11	組織の倫理規定、行動規範に従って行動する
		12	対象者と自分の境界を尊重しながら援助的関係を維持する
		13	対人技法を用いて、対象者と援助的なコミュニケーションをとる
		14	対象者に必要な情報を対象者に合わせた方法で提供する
		15	対象者からの質問・要請に誠実に対応する
Ⅱ群 根拠に基づき、看護 を計画的に実践する 能力	E アセスメント	16	健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を収集する
		17	情報を整理し、分析・解釈・統合し、課題を抽出する
	F 計画	18	対象者及びチームメンバーと協力しながら実施可能な看護計画を立案する
		19	根拠に基づいた個別的な看護を計画する
	G 実施	20	計画した看護を対象者の反応を捉えながら実施する
		21	計画した看護を安全・安楽・自立に留意し実施する
		22	看護援助技術を対象者の状態に合わせて適切に実施する
		23	予測しない状況の変化について指導者又はスタッフに報告する
		24	実施した看護と対象者の反応を記録する
	H 評価	25	予測した成果と照らし合わせて実施した看護の結果を評価する
26		評価に基づいて計画の修正をする	
	Ⅰ 健康の保持・増進、疾病の予防	27	生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の役割を理解する
		28	環境の変化が健康に及ぼす影響と予防策について理解する
		29	健康増進と健康教育のために必要な資源を理解する
		30	対象者及び家族に合わせて必要な保健指導を実施する
		31	妊娠、出産、育児に関わる援助の方法を理解する

Ⅲ群 健康の保持増進、 疾病の予防、健康の 回復にかかわる実践 能力	J 急激な健康状態の 変化にある対象への 看護	32	急激な変化状態（周手術期や急激な病状の変化、救命処置を必要としている等）にある人の病態と治療について理解する
		33	急激な変化状態にある人に治療が及ぼす影響について理解する
		34	対象者の健康状態や治療を踏まえ、看護の優先順位を理解する
		35	状態の急激な変化に備え、基本的な救急救命処置の方法を理解する
		36	状態の変化に対処することを理解し、症状の変化について迅速に報告する
		37	合併症予防の療養生活を支援をする
		38	日常生活の自立に向けたリハビリテーションを支援する
		39	対象者の心理を理解し、状況を受けとめられるように支援する
	K 慢性的な変化にある 対象への看護	40	慢性的経過をたどる人の病態と治療について理解する
		41	慢性的経過をたどる人に治療が及ぼす影響について理解する
		42	対象者及び家族が健康障害を受容していく過程を支援する
		43	必要な治療計画を生活の中に取り入れられるよう支援する（患者教育）
		44	必要な治療を継続できるようなソーシャルサポートについて理解する
		45	急性増悪の予防に向けて継続的に観察する
		46	慢性的な健康障害を有しながらの生活の質（QOL）向上に向けて支援する
	L 終末期にある対象への 看護	47	死の受容過程を理解し、その人らしく過ごせる支援方法を理解する
		48	終末期にある人の治療と苦痛を理解し、緩和方法を理解する
		49	看取りをする家族をチームで支援することの重要性を理解する
Ⅳ群 ケア環境とチーム体 制を理解し活用する 能力	M 看護専門職の役割	50	看護職の役割と機能を理解する
		51	看護師としての自らの役割と機能を理解する
	N 看護チームにおける 委譲と責務	52	看護師は法的範囲に従って仕事を他者（看護補助者等）に委任することを理解する
		53	看護師が委任した仕事について様々な側面から他者を支援することを理解する
		54	仕事を部分的に他者に委任する場合においても、自らに説明義務や責任があることを理解する
	O 安全なケア環境の 確保	55	医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について理解する
		56	リスク・マネジメントの方法について理解する
		57	治療薬の安全な管理について理解する
		58	感染防止の手順を遵守する
		59	関係法規及び各種ガイドラインに従って行動する
	P 保健・医療・福祉 チームにおける多 職種との協働	60	保健・医療・福祉チームにおける看護及び他職種の機能・役割を理解する
		61	対象者をとりまく保健・医療・福祉従事者間の協働の必要性について理解する
		62	対象者をとりまくチームメンバー間で報告・連絡・相談等を行う
		63	対象者に関するケアについての意思決定は、チームメンバーとともに行う
		64	チームメンバーとともに、ケアを評価し、再検討する
	Q 保健・医療・福祉シ ステムにおける看護 の役割	65	看護を実践する場における組織の機能と役割について理解する
		66	保健・医療・福祉システムと看護の役割を理解する
		67	国際的観点から医療・看護の役割を理解する
		68	保健・医療・福祉の動向と課題を理解する
		69	様々な場における保健・医療・福祉の連携について理解する

V群 専門職者として研鑽 し続ける基本能力	R 継続的な学習	70	看護実践における自らの課題に取り組むことの重要性を理解する
		71	継続的に自分の能力の維持・向上に努める
	S 看護の質の改善に向けた活動	72	看護の質の向上に向けて看護師として専門性を発展させていく重要性を理解する
		73	看護実践に研究成果を活用することの重要性を理解する

看護師等養成所の運営に関する指導要領 別表3
看護師教育の基本的考え方、留意点等 改正案

教育の基本的考え方	
1)	人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。
2)	看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。
3)	科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。
4)	健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
5)	保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。
6)	専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	13	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。
	小 計	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	15	人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。 演習を強化した内容とする。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健医療福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。
	健康支援と社会保障制度	6	
小 計		21	

専門分野Ⅰ	基礎看護学	10	専門分野Ⅰでは、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化した内容とする。 コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。 事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的な判断をするための基礎的能力を養う内容とする。
	臨地実習 基礎看護学	3 3	
	小 計	13	
専門分野Ⅱ	成人看護学	6	講義、演習、実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。 健康の保持増進、疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。 成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び様々な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。 知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。 チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。 保健医療福祉分野との連携、協働を通して、看護を実践する実習とする。
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	臨地実習	16	
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	2	
	母性看護学	2	
	精神看護学	2	
	小 計	38	

統合分野	在宅看護論	4	在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し地域での看護の基礎を学ぶ内容とする。
	看護の統合と実践	4	地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。
	臨地実習	4	チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。
	在宅看護論	2	訪問看護に加え、地域における多様な場で実習を行うことが望ましい。
	看護の統合と実践	2	専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習を行う。 複数の患者を受け持つ実習を行う。 一勤務帯を通した実習を行う。 夜間の実習を行うことが望ましい。
小計		12	
総計		97	3,000 時間以上の講義・実習等を行うものとする。

「看護教育の内容と方法に関する検討会」メンバー

※○は座長 敬称略（五十音順）

阿真 京子	「知ろう！小児医療 守ろう！子ども達」の会代表
池西 静江	京都中央看護保健専門学校副校長
太田 秀樹	おやま城北クリニック院長
岡本 玲子	全国保健師教育機関協議会副会長
岸本 茂子	倉敷看護専門学校副校長
草間 朋子	大分県立看護科学大学学長
○小山 真理子	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部看護学科教授
島田 啓子	全国助産師教育協議会理事
末永 裕之	日本病院会副会長
(宮崎 忠昭	長野赤十字病院名誉院長 ※第4回まで)
舘 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科研究科長
千葉 はるみ	社団法人全国社会保険協会連合会看護部長
中山 洋子	福島県立医科大学看護学部教授
菱沼 典子	聖路加看護大学看護学部学部長
藤川 謙二	日本医師会常任理事
(羽生田 俊	日本医師会常任理事 ※第4回まで)
三浦 昭子	日本看護学校協議会副会長
山内 豊明	名古屋大学医学部基礎看護学講座教授
山路 憲夫	白梅学園大学子ども学部家族・地域支援学科教授
山田 京子	浅草医師会立訪問看護ステーション所長
和田 ちひろ	いいなステーション代表

看護教育の内容と方法に関する検討会
「看護師教育ワーキンググループ」メンバー

※○は座長 敬称略（五十音順）

池西 静江	京都中央看護保健専門学校副校長
小塚 ますみ	愛知県立桃陵高等学校教頭
（藤井 悦子	広島県立広島皆実高等学校教頭 ※第5回まで）
○小山 真理子	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部看護学科教授
千葉 はるみ	社団法人全国社会保険協会連合会看護部長
鶴田 恵子	日本赤十字看護大学看護学部教授
野嶋 佐由美	高知女子大学看護学部学部長
三浦 昭子	日本看護学校協議会副会長
三妙 律子	東京都立広尾看護専門学校校長
山内 豊明	名古屋大学医学部基礎看護学講座教授
山田 京子	浅草医師会立訪問看護ステーション所長